

# 大規模から小規模まで (設計調査業務) 外壁劣化調査

弊社では、大規模の改修工事から小規模の改修工事まで規模に係らず  
外壁の劣化状態を正確に把握するための事前調査業務も実施しております。

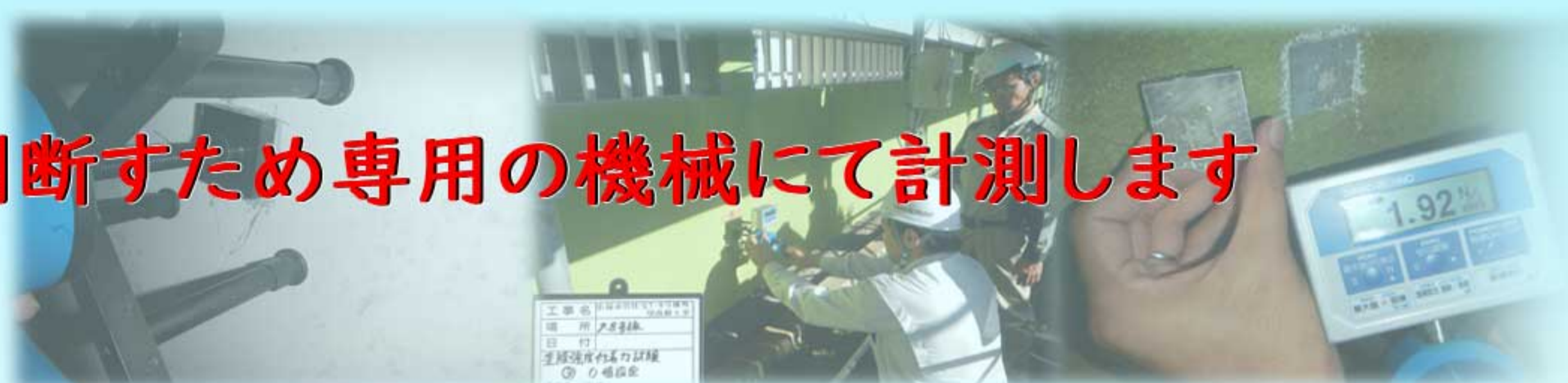
## ① 打診

打診棒で反響音、感触により浮き等の異常箇所を検知します



## ② 付着力試験

既存塗膜の劣化度合を判断するため専用の機械にて計測します



## ③ アスベスト調査業務

対象となる建物に使用されている既存材のアスベスト含有を調査します。  
資材サンプリング→分析→報告書作成→提出



## ④ 写真

異常を検知した範囲にマークをし写真にて記録します。



## ⑤ 報告

電子データで提出します。  
異常を検知した場所、状態、大きさを記入します。



\*データはクライアント様の要望形式でお渡しします。

## ⑥ ご提案

既存下地及び材料に合わせた使用材料について  
各メーカーのご提案を実施しております。



平成20年の建築基準法施行規則の改正に伴い、特殊建築物等は定期報告制度が見直され竣工・外壁改修等から10年を経ってから最初の調査、または10年毎の定期調査の際に「全面打診等」による調査が義務付けられました。  
建物の個人オーナー様から設計事務所の皆様まで幅広くご対応しております。お気軽にお問合せください。